

『和暦年号の定義更新処理』について

『手形の達人』シリーズにおいて新元号への対応を行う場合、システムツールにて「和暦年号の定義更新処理」を行う必要があります。

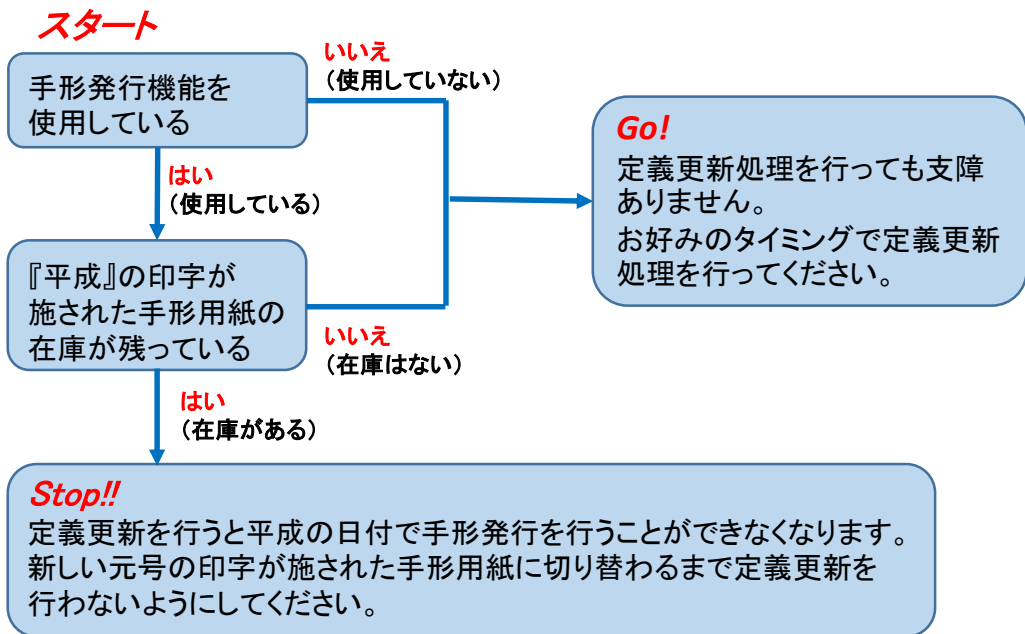


注意

※この処理を行うと、2019年5月1日以降の日付を平成の日付として支払手形発行することができなくなります。

例:「平成31年5月1日」振出の場合は「新元1年5月1日」となります。

下のチャート図をご確認いただいた上で定義更新処理の実施時期をご検討ください。



- 定義更新の時期について、ご不明点などがありましたら当社サポートセンターまでご連絡ください。
- 定義更新の詳細な手順につきましては4月以降に改めてご案内致します。

ユニオンソフト株式会社 サポートセンター
TEL: 050-2018-2788 FAX: 095-813-0035
E-メール: union@tatujin.co.jp

『新元号対応バージョン』の仕様変更について

【日付入力欄】の仕様が変更になります。

①和暦運用時には元号記号文字の入力が必須となります。

日付入力時に平成を示す元号文字記号の「0」を入力することで日付の先頭に「H」が入り、日付が平成であると認識します。



※日付指定の入力欄、月指定の入力欄、共通の仕様変更となります。

※数字の代わりにアルファベットでの対応も可能となります。

「0」の代わりに「H」を入力することで日付が平成であると認識します。

※新元号への対応は『和暦元号の定義更新処理』後の反映となります。

②スペースキーを押下した際に表示されるカレンダーが変更となります。

●日付指定の入力欄の場合（画面は和暦運用時のものです）

日付をクリックすると入力欄に反映されます。



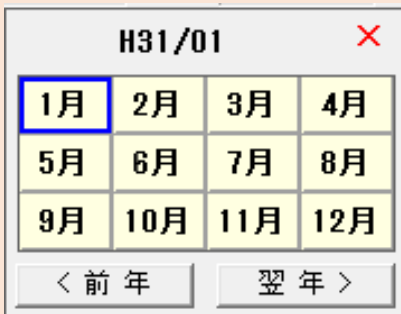
[◀] 1か月前に戻ります。

[▶] 1か月後に進みます。

※年単位の移動は出来ません。

●月指定の入力欄の場合（画面は和暦運用時のものです）

月をクリックすると入力欄に反映されます。



[<前年] 前年に戻ります。

[>翌年] 翌年に進みます。